

1.

(該当箇所)

全体

(意見)

・大臣評価は、各特定デジタルプラットフォームにつき、客観的に観察された事実が、法（又は指針）の具体的にどの部分に照らし、具体的にどのような点で良いもの（又は悪いもの）と評価されるかを示すべきものとする。

・上記の観点から、評価の基となる事実については、客観的に確認・検証を経たものに限定されるべきである。

・また、評価を行うに当たっては、上記の確認・検証を経た事実について、具体的に法律のどの条項に照らして評価を行ったものか、大臣評価の中で明示すべきである。

・加えて、評価にわたる部分では、「求める」「期待する」等、文末の文言が個々に異なっているが、これらの意味合いが必ずしも定かではないことから、この点を明確にすべきとする。なお、以下の意見2. にあるとおり、これらが各特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、法令によらない形で事実上の義務を追加等するものであってはならないとする。

(理由)

・取引透明化法の中で、大臣評価は、「(特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された) 報告書の内容及び次条第一項の規定により申出のあった事実その他の経済産業大臣が把握する事実に基づき、指針を勘案して、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行う」(法9条2項) ものと位置付けられている。

・各特定デジタルプラットフォーム提供者は、大臣評価に記載中の個別事項の評価について、その前提となった事実・課題を基に改善を行うが、この前提となった事実・課題認識に誤りがある場合や不確かな場合には、適切な改善につながらないおそれがある。特に、自社優遇等、何らかの事実が存在しないことを示すための取組を行うに当たっては、特定の事実が存在しないことを証明することは一般的に困難であるため、なぜ自社優遇等が存在している可能性があ

ると疑われるのか、根拠を明確に示されなければ、各特定デジタルプラットフォーム提供者において適切な対応を取ることが困難となる。

2.

(該当箇所)

全体

(意見)

・大臣評価は、各特定デジタルプラットフォームについての評価を行うものに過ぎず、これ自体が事実上の規制として、法律上定められた特定デジタルプラットフォーム提供者が果たすべき義務を追加したり、義務の細目を定めたりするべきものではない。

・そのため、今後、取引透明化法に基づく勧告等の処分を行うことがあるとしても、あくまで法令に基づいてその可否を判断すべきであり、過去の大臣評価自体を判断の前提としてはならないものとする。

・また、同じ趣旨から、大臣評価において、具体的に義務を付加していると取られかねないものや、義務の細目を定めていると取られかねないもの（大臣評価案中における具体例は以下参照）については、それらが法に基づく最低限の義務であるかのように受け取られうる記述ぶりを避け、そうした取組がされることがより望ましいとの趣旨を明確にすべき。

具体例：

- ① 総合物販オンラインモールの 58 ページにおける、自社・関係会社優遇に関し、なぜ適切に開示義務が履行されていると考えるかの理由まで報告書へ記載を求める旨の記述
- ② 同 96 ページにおける、大臣評価の論点ごとに苦情等の件数を集計・分析し、報告書へ記載を求める旨の記述
- ③ 同 120 ページにおける、特定の場合に国内管理人の選任を求める旨の記述

(理由)

・大臣評価の法的位置付けは上記1. の意見内に記載のとおりであり、あくまで一つの評価であって、それ自体が法律やその下位法令のように、各特定デジタルプラットフォーム提供者に具体的な義務等を課すものではない。

・仮に大臣評価が各特定デジタルプラットフォーム提供者に対し何らかの具体的な義務等を課すものだと考えた場合、取引透明化法の基本理念「デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとする」(法3条)に反する結果になると考える。

・したがって、法に基づく勧告等の処分は、あくまで法令の規定に照らしてその可否を判断されるべきであり、過去の大臣評価等は、その参考になることがあるとしても、その内容自体に照らして判断されるべきものではない。このことは、取引透明化法の「法施行3年後見直しの考え方」において、「法執行の強化」が示されている中、より厳格に考えなければならないものとする。

・上記意見中において例示した、具体的に義務を付加等していると取られかねない大臣評価案中の具体例のうち最後の1つは、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、直接的に体制整備義務を課していると思われるものとなっている。また、具体例のうちその他2つについては、いずれも、直接的には報告書中に何らかの記載を求めるというものであるが、その記載を行うためには、その前提として、各特定デジタルプラットフォーム提供者において何らかの取組を行う必要があるものとなっている。透明化法上の指針においても、同法の趣旨を反映し、各特定デジタルプラットフォーム提供者がとるべき取組の方向性を示しつつ、具体的な取組の内容自体は各特定デジタルプラットフォームの実情に照らし各特定デジタルプラットフォーム提供者に任されていることにかんがみ、大臣評価が事実上、各特定デジタルプラットフォーム提供者による具体的な取組の内容まで決めてしまう結果とならないよう、記述ぶりに留意すべきと考える。

3.

(該当箇所)

全体

## (意見)

・大臣評価は、各特定デジタルプラットフォームについての評価を行うものに過ぎず、これによって法令解釈を変更することができるものではないと考える。まして、法改正によらなければ実現できない程度の拡大解釈について国会審議を経ることなく行うことはあってはならないと考える。

・大臣評価案中における以下の具体的な記述では、国会審議等で示された解釈と異なる解釈が示されているが、こうした国会軽視との指摘を受けかねない安易な解釈変更は厳に慎むべきものとする。また、冒頭に示したとおり、そもそも解釈変更を大臣評価で行うこと自体が適切ではないと考える。

・加えて、分野横断的に適用される法令の解釈変更が、一部の分野における大臣評価のみで記載されている点については、他分野の大臣評価を認識していない指定事業者からすれば、反論の機会のない不意打ち的な変更となり、共同規制の理念にもとることに加えて、手続的瑕疵もはらむ問題であるとする。

・したがって、今回の大臣評価案における解釈変更と受け取られかねない記述については改めるとともに、今後このような形式での事実上の法令改正は行わないことを明言すべきである。

## 具体例：

- 総合物販オンラインモールの96ページにおける、体制整備の対象となる苦情の範囲と報告書に記載すべき苦情の範囲が異なる旨の記述

## (理由)

・大臣評価の法的位置付けは前記の意見内に記載のとおりであり、あくまで一つの評価であって、それ自体が法律やその下位法令のように、各特定デジタルプラットフォーム提供者に具体的な義務等を課すものではなく、また、法令解釈を示し、改変する権能を持つものではない。

・立法当時の国会審議での答弁や、それらを通じた各特定デジタルプラットフォーム提供者の理解と異なる解釈を示す必要があるとしても、丁寧なコミュニケーションによって各特定デジタルプラットフォーム提供者の理解を得なければ、共同規制の理念から乖離した運用となるものとする。

・なお、報告書に記載すべき「苦情」は一般利用者からの苦情も含むという解釈がなされている点に関しては、デジタル市場競争会議でとりまとめた法案概要 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai3/siryous1.pdf>)によれば、「特定 DPF 提供者は、a) b)の状況…を…毎年度提出。」とされており、立法段階では、法7条3項3号にある「苦情」と一致するものと想定されていたと思われる。

以上